

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成三十年三月十九日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 田中 英次

1 指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成三十年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。